

# 南陽市の「緊急通報システム」について

Q 1 : 「緊急通報システム」って何ですか？

A : 健康上の不安を抱えて生活している一人暮らしの高齢者等に、下の写真のような機器を貸し出しています。急に具合が悪くなったときや、動けなくなったときなどに救急車を手配してもらったり、緊急連絡先に登録された方へ連絡してもらうことができます。通報は、固定電話のアナログ電話回線や a u の携帯電話通信網を使用します。



Q 2 : 78歳の母が、市内に一人で暮らしています。心臓に持病があり、夜に発作が起きないか心配しています。利用できますか？

A : 利用できます。市内に住所があり健康上の不安を抱えている方で、下記のいずれかに該当することが要件となります。（ただし、ボタンの操作が可能な方に限ります。）

- ・ 65歳以上の一人暮らしの方
- ・ 65歳以上の方のみの世帯（老夫婦、親子、兄弟等）
- ・ 身体障害者のみの世帯
- ・ 65歳以上の方と身体障害者のみの世帯

### Q 3 : 利用料金と支払方法を教えてください。

A : 世帯の所得によって3段階に分かれています。

毎年、7月1日に市民税の課税状況を調査して当該年度の利用料金を見直しています。支払方法は口座振替になります。利用者以外の方の口座でも結構です。

・ 市民税課税世帯	月	700円
・ 市民税非課税世帯	月	400円
・ 生活保護世帯		0円

※ システムと警備会社が繋がっているかを確認するために、3日に1度自動的に通信します。そのために1か月に100円程度の電話通話料が請求されます。

### Q 4 : インターネットをしていますが、利用できますか？

A : 利用できます。固定電話のない方、光通信やケーブルテレビ、ISDN回線の方も利用できるように、auの携帯電話通信網を使った通信方式を採用しています。(ただし、auの携帯電話の電波が圏外または微弱な場合は利用できません。)

### Q 5 : 利用するにはこういった手続きが必要ですか？

A : 申し込みから設置までは以下の①～⑤の手続きとなります。

- ① 南陽市地域包括支援センター（市役所福祉課）に申し込みをします。
- ② 後日、担当職員が生活状況などの訪問調査（聞き取り）に伺います。
- ③ ②の結果、設置決定の有無を通知します。
- ④ 警備会社が設置場所（部屋）、緊急時の入口の確認のために伺います。
- ⑤ 委託業者が設置（簡単な配線工事）します。

※お1人暮らしの場合、④⑤については、ご本人以外の立ち会いをお願いします。

※当センターへいらっしゃるのが大変な方は、電話でご連絡していただくか地区の民生委員児童委員へご相談ください。担当者がご自宅へ訪問しご相談をお受けします。

※緊急連絡先として、できるだけ南陽市内在住の方3名（ご親戚、知人等）のご登録をお願いします。

◆ 問い合わせ先 ◆◆◆

〒999-2232 南陽市三間通436-1

TEL : 40-1646【直通】

南陽市地域包括支援センター（市役所福祉課内）